

川崎市介護保険事業者指定基準条例の一部改正の概要

1 一部改正の経緯

介護保険事業の人員、設備及び運営基準は、国の基準（厚生労働省令）を踏まえ、都道府県・市町村が条例で定めておりますが、令和6年4月に省令の一部改正が行われるため、本市の関係条例の一部改正を行うものです。

2 省令（国）と条例（市）の関係

| 区分 | 従うべき基準 | 標準 | 参酌すべき基準 |
|------|-----------------|----------|-----------------|
| 法的効果 | 必ず適合しなければならない基準 | 通常よるべき基準 | 十分参酌しなければならない基準 |

3 本市における条例改正の考え方

介護保険制度では、介護サービスの提供を多様な実施主体（事業者）に担わせることによって、利用者のニーズに応じたサービスの確保及びサービスの質の向上を図ることとしています。この制度の趣旨を踏まえて、過剰な義務付け等の追加は基本的に行わず、必要最低限のルールを定めた厚生労働省令の改正を踏襲することを基本方針としています。

4 改正を行う条例の基となる厚生労働省令と本市条例

| 厚生労働省令 | 川崎市条例 |
|--|---|
| (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 | (1) 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 |
| (2) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | (2) 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 |
| (3) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 | (3) 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 |
| (4) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | (4) 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 |
| (5) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 | (5) 川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 |
| (6) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | (6) 川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 |
| (7) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 | (7) 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 |

| 厚生労働省令 | 川崎市条例 |
|--|---|
| (8) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | (8) 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 |
| (9) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 | (9) 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 |
| (10) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 | (10) 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 |
| (11) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 | (11) 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 |
| (12) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | (12) 川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 |

5 主な改正の内容

(1) 全サービス共通

ア 事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。その際、1年の経過措置を設けることとする。

イ 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

(2) 多機能系サービス

ア 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、(看護)小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。

(3) 居宅介護支援

ア 指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について、原則、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が44以下であれば必要なケアマネジャーの員数は1とし、44の倍数(44に満たない端数の場合も含む。)ごとに1ずつ増すこととする。

イ 指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行うに当たって、所要の規定の整備を行う。

(4) 施設系サービス

ア 以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務付ける。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。

(ア) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(イ) 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(ウ) 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

イ 新興感染症の発生時等に、施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応について協議を行うことを義務付ける

6 施行日

令和6年4月1日(予定)

※なお、訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについては、令和6年6月1日(予定)